

質問回答書

このことについては、下記のとおりです。

案 件 番 号 No. 5

件 名 日野 レンジャー（水槽付消防ポンプ自動車）の売払い

記

質 問 事 項	回 答 事 項
- Q 1 仕様書.【基本情報】 説明の【詳細】(9)について 引渡後30日以内とありますが、60日以内に 変更頂けないでしょうか。 変更不可の場合、50日以内、40日以内などの 延長は可能でしょうか。延長可能な場合、 具体的な期限をご回答頂けないでしょうか。 - Q 2 物品売払契約約款について 第2条(代金の納付)ですが、オープンカウン ター方式による見積わせの手引きの7 ページ目に記載ある「(2)車両売り払いに ついて ①契約から引渡しまでの流れ(車 両) ①契約の取り交わし ②売払代金の 納付」のとおり、契約書の取り交わし後、 貴市から送付される納付書に沿い納付しま すが、納付期限は、納付書を頂いてから何 日でしょうか。 - Q 3 物品売払契約約款について 第4条(売払物品の引渡等) 2項に「買受 人が売払人に売払代金領収証を提示の上」 とありますが、売払代金領収書は貴市(売 払人)指定書式でしょうか。 貴市(売払人)指定書式の場合、当質問回 答時に雛形を頂戴できないでしょうか。 売払代金領収書が買受人任意書式の場合、 売払代金領収書への必須記載事項を教 えて下さい。	60日以内に変更可能です。 - 契約書の取り交わし後2週間程度を目安に設 定する予定です。 - 売払代金領収証については、支払の際使用する 納付書の一部で控えとして納付者に返却さ れる部分がこれにあたります。参考として書 式を添付いたします。

- ・ Q 4 第三者委託 について
オープンカウンター方式による見積わせの手引きの7ページ目に記載ある「(2)車両売り払いについて ①契約の取り交わし ⑤引き渡し」のとおり、売払物品の引き渡し作業を落札者本人以外が行う場合は、第三者委託に関する事前申請は不要で、引き渡し時に「(2)車両売り払いについて ⑤引き渡し イ」に示す書類を持参すれば可能との認識でよろしいでしょうか。

- ・ Q 5 第三者委託 について
Q 1・Q 4に関連しますが、「仕様書.【基本情報】 説明の【詳細】(9)」に示す削除について、落札者本人以外が行う場合(但し、写真の提出は落札者本人が行う)、第三者委託に関する事前申請は不要との認識でよろしいでしょうか。

- ・ Q 6 契約関係書類について
買受人用意書式での取り交わしは可能でしょうか。可能な場合、下記①～⑤の取り交わしを予定しておりますが、手続可能でしょうか。
下記①～⑤の具体的内容は添付のとおりです。

- ①古物本人確認書類(貴市から買受人にご提出頂く書類)
- ②振込依頼書(落札額を貴市ご指定口座に振り込むため)
- ③契約書(貴市、買受人双方が押印)
- ④中古物件引渡書(貴市から買受人に提出頂く書類)
- ⑤中古物件受領書(買受人から貴市にご提出する書類)

- ・ Q 7 契約関係書類について
Q 6へのご回答内容にもよりますが、買受人用意書式での取り交わしが不可の場合、Q 6にお示した「①古物本人確認書類」のみご提出頂けないでしょうか。
理由としましては、Q 6にお示した「①古物本人確認書類」にも記載されておりますが、本件売払物件は中古物件であるため、古物営業法に沿い、取引相手の確認義務が生じるためです。

- ・ Q 8 車検証について
開札前に車検証写しを頂くことは可能でしょうか。

- ・ ご認識のとおりですが、完全な第三者に引き渡しの委託をする場合には、事前に報告していただけるとより円滑に確認等を行うことができますので、ご協力ください。

- ・ ご認識のとおりです。

- ・ ②につきましては原則として、契約時にこちらからお渡しする納付書での納付をお願いしております。③につきましては当市指定の様式を使用いたします。④及び⑤につきましては、任意の書式で構いませんが、④につきましては引き渡しの担当課にて作成を行うため、落札後できる限り早く担当課あてにご連絡をお願いします。①につきましては次の質問の回答をご確認ください。

- ・ 提出可能です。

- ・ 当該車両は一時抹消登録状態ですので、登録識別情報等通知書を添付いたします。

- ・ Q 9 引き渡しの日程について
オープンカウンター方式による見積わせの
手引きの7ページ目に記載ある「(2)車両売
り払いについて ①契約の取り交わし ③
担当者と引渡し日の調整」について、貴市
担当課様から落札者(買受人)に連絡しま
す、とあります。貴市担当課様から連絡頂
く引き渡し日は、その日に必ずではなく、
落札者(買受人)は貴市担当課様と引き渡し
日変更等の協議ができるとの認識でよろし
いでしょうか。

以上

※質問事項は、原文のとおり記載しており
ます。

- ・ 引き渡し期限内であれば、協議可能です。

以上